（国税通則法施行令の一部改正）

第七条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の五」を「第三十条の六」に改める。

第一条中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第八条第一項中「又は」を「、国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税でその法定納期限までに納付されなかつたものにつきその法定納期限後に納税の告知をする場合又は」に改め、同条第二項中「（口頭による納税の告知）」を削る。

第十四条第一項中「災害による納税の猶予」を「納税の猶予の要件等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第十五条第三項第四号（特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税」を「第十五条第三項第五号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税（法第四十六条第一項の申請の日以前に納税の告知がされたものを除く。）

第十五条第一項中「源泉徴収による」を「源泉徴収等による」に改め、「計算書」の下に「又は国際観光旅客税法第十六条第二項（国内事業者による特別徴収等）若しくは第十七条第二項（国外事業者による特別徴収等）の規定による計算書」を加える。

第二十三条第一項中「還付金等の充当の効果」を「充当」に改め、同項ただし書中「災害による納税の猶予」を「納税の猶予の要件等」に改め、同項第三号中「納税申告書の提出期限前の更正等」を「更正及び決定の特則」に、「更正等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同項第四号中「、第三号又は第五号（源泉徴収による国税等）を「から第四号まで又は第六号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定」に改め、同項第五号中「納付」を「納付等」に、「消費税等に対する準用」を「輸入の許可前における引取り」に改め、同条第二項中「輸入又は輸出」を「輸出又は輸入」に改める。

第二十四条第二項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第二号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、「除く。）」の下に「及び国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税（納税の告知がされたものを除く。）に係る過誤納金」を「税務署長」の下に「又は税関長」を加え、同条第三項中「税務署長」の下に「又は税関長」を加え、同条第四項中「特別の場合の」を削る。

第二十七条の二第一項第二号中「納付書の送付等）に規定する依頼を税務署長」を「通知等）に規定する依頼を税務署長」に改め、同条第二項中「到来する源泉徴収等」を「到来する源泉徴収等」に改め、同項第一号中「第三十六条第一項第二号」を「第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、同項第二号中「第三十六条第一項第二号」を「第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第七章の二中第三十条の五を第三十条の六とする。

第三十条の四の次に次の一条を加える。

（国際観光旅客税の調査の終了の際の手続）

第三十条の五　法第七十四条の十一第一項（調査の終了の際の手続）に規定する更正決定等には法第四十五条第一項（税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定）の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税に係るものに限る。）を含むものとし、法第七十四条の十一第六項の納付には国際観光旅客税法第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税の納付を含むものとする。

第四十一条第一項第一号中「、第三号及び第五号」を「から第四号まで及び第六号」に改め、同条第二項第一号中「源泉徴収」の下に「又は国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）若しくは第十七条第一項（国外事業者による特別徴収等）」を加え、「同法」を「所得税法」に、「強制徴収」を「源泉徴収に係る所得税の徴収）又は国際観光旅客税法第十六条第三項若しくは第十七条第三項」に改め、同項第二号中「第五号」を「第六号」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第八五号まで」の下に「、第八五号の四」を加え、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十七条（国外事業者による特別徴収等）又は第十八条（国際観光旅客等による納付）に規定する国際観光旅客税の納付又は徴収に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

別表第八五号の次に次の三号を加える。

八五の二	国際観光旅客税法第十七条第二項（国外事業者による特別徴収等）の規定による計算書の提出
八五の三	国際観光旅客税法第二十条各項（税関長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出）の規定による届出
八五の四	国際観光旅客税法施行令（平成三十年政令第百六十一号）第六条第一項（国外事業者の納税地の特例の承認の申請）の規定による申請書の提出又は同条第四項の規定による書類の提出

別表第八七号の次に次の一号を加える。

八七の二	国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による届出（国際観光旅客税に係る税関長に対するものに限る。）

（国際旅客運送事業の開始の届出に関する経過措置）

第九条　法附則第三条第二項の規定により法第二十条第一項の規定による届出とみなされる法附則第三条第一項の規定による届出は、前条の規定による改正後の電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第八五号の三に規定する届出とみなす。

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第十条　復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表国税通則法施行令の項中「同法第二百二十一条（強制徴収）を「の徴収」に、「所得税法第二百二十一条（強制徴収」を「の徴収」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省令

○財務省令第三十九号

国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十六条第二項、第十七条第二項、第十九条第一項から第三項まで、第二十条第一項から第三項まで、第二十三条及び附則第三条の規定に基づき、国際観光旅客税法施行規則を次のように定める。

平成三十年四月十八日

財務大臣　麻生　太郎